

支部の新しい顔



公立学校共済組合
兵庫支部事務長
吉田 澄恵

このたび公立学校共済組合兵庫支部事務長を拝命いたしました、吉田澄恵と申します。

組合員とご家族の皆様が、心身ともに健康で安心して生活いただけますよう、様々な事業を通じてサポートしてまいります。

皆様と共に歩む兵庫支部を目指して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

被扶養者の資格確認にご協力ください



今号のトピックス

被扶養者の認定を受けている方が、引き続き「認定要件」を備えているかを確認します。下記チェックポイントを参考に「認定要件」を満たしているか確認をお願いします。

扶養手当支給対象でない方については、公文書により各所属所長へ資格確認を依頼します。この機会に改めて扶養手当支給対象の方についても確認をお願いします。

「認定要件」を満たさなくなった場合は、速やかに認定取消しの手続きをしてください。

「認定要件」を備えていても、**事実発生日から31日以上経過して認定の申請をされた場合は、認定日は所属所への届出日となります**ので、ご注意ください。



◆被扶養者チェックポイント

被扶養者の状況等	確認ポイント
パート・アルバイト収入がある方 学生の方	<p>●勤務先で、健康保険証をもらっていませんか？</p> <p>★健康保険は、お勤め先で本人として加入された健康保険制度が優先されますので、認定取消しとなります。</p> <p>●所得限度額(年額130万円かつ月額108,334円)以上の収入がありませんか？</p> <p>★給与収入には税金、通勤費やボーナスも含まれます。</p> <p>★年間所得額が限度額内であっても、給与に変動がある場合は、<u>連続する3か月の給与平均が月の限度額を超えれば認定取消しとなります</u>。また、月途中の採用等で、最初の給与が限度額を超えていなくても、以後恒常的に限度額を超えていれば採用日より認定取消しとなります。</p> <p>◎扶養手当の認定基準と異なる場合がありますのでご注意願います。 (例：県立学校の時間講師等)</p>
年金を受給している方	<p>年金額の改定、パート収入や資産収入増等で、所得限度額(年額180万円かつ月額15万円)以上の収入がありませんか？</p> <p>★年金等には、国民年金、厚生年金、各種共済年金、遺族年金、障害年金、企業年金、農業者年金等が含まれます。</p>

被扶養者の状況等	確認ポイント
個人年金を受給している方	<p>★個人（私的）年金及び貯蓄型の個人年金（保険料相当額を含む）も収入に含まれます。</p> <p>★個人年金のみの場合、所得限度額は年額130万円かつ月額108,334円です。</p>
雇用保険を受給している方	<p>日額3,612円以上の失業給付を受給していませんか？</p> <p>★給付日数に関わらず、受給開始日で認定取消しとなります。</p>
組合員と別居している方	<p>仕送り額が別居している被扶養者の全収入の1/3を下回りませんか？</p> <p>★全収入とは、被扶養者の収入＋組合員及びその他の者からの送金による収入</p> <p>★仕送り額不足や送金事実が確認できない場合は認定取消しとなります。</p> <p>※手渡しは不可のため、必ず金融機関を通じた確認書類（送金明細や振込通帳の写し等）を保管してください。</p> <p>※組合員と同居要件である被扶養者（配偶者の父母、配偶者の子、叔父叔母、甥姪など）が別居した場合は認定取消しになります。</p>
事業・不動産・農業収入等がある方	<p>所得限度額（年額130万円）以上の収入がありませんか？</p> <p>★所得限度額を超えている場合は、確定申告の税務署受理日で認定取消しになります。</p> <p>★確定申告書の収支内訳書から必要経費として控除できない経費は、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、貸倒金、利子割引料、雑費等です。（所得税法上の必要経費がそのまま認められるわけではありません。）</p>
株等の譲渡所得及び配当金がある方	<p>所得限度額（年額130万円）以上の収入がありませんか？</p> <p>★保有している株等（株、投資信託、FX、先物取引）の一括売却以外の譲渡所得は、譲渡所得＝（譲渡価格－取得価格）となります。</p>
共同扶養者がいる方 （被扶養者を配偶者と共同で扶養している場合）	<p>配偶者の収入が多く、組合員との収入差が1割を超えていませんか？</p> <p>★夫婦双方の年間収入を比較し、配偶者の年間収入が組合員の年間収入より1割を超えて多い場合は、配偶者の被扶養者となります。</p> <p>★夫婦とも当支部組合員の場合は除きます。</p>
海外居住の方	<p>住民票が国内にある場合は認定可能です。</p> <p>★住民票が国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない者は認定取消しとなります。</p> <p>※以下に該当する方は被扶養者にはなれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の国籍を有しない方で、「医療滞在ビザ」で来日した方 ・日本の国籍を有しない方で、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した方 <p>国内に住民票がなくなった場合は、認定取消しになります。</p> <p>★ただし、以下の事由に該当する場合は認定可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①外国において留学をする学生 ②外国に赴任する組合員に同行する方 ③観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方 ④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた方であって、②と同等と認められるもの ⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方

※新型コロナウイルス感染症に伴う、持続化給付金等の各種給付金については恒常的な収入には含まれません。

お問合せ先 給付・資格班 (078) 362-3766